

変形労働制ではなく、せんせいふやそう!

止めよう! 変形労働制 51

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.51

全北海道教職員組合

2019.1.15

道教委との定員・教育予算交渉より①

1年単位の変形労働時間制導入にあたって、 誠意を持って話し合っていくことを確認

●1回目の定員・教育予算交渉で「1年単位の変形労働時間制」についても質問

1月10日に、道教委に対し1回目の定員・教育予算交渉を行いました。1年単位の変形労働時間制についても2つの質問を行いました。

●「1年単位の変形労働時間制」についての質問①～時間外労働縮減の認識について

▼道教組・道高教組の質問

1年単位の変形労働時間制の導入について、専門家や過労死遺族などからも長時間労働の固定化などの懸念が相次いでいる。我々は制度導入が直接に時間外労働を縮減するものではないと考えるがいかがか。

▼回答（教職員課サービス担当課長）

1年単位の変形労働時間制については、一定期間のまとまった休日の確保が可能となるなど、働き方改革を推進するための一つの選択肢として有効と考えているが、一方で、日々の教員の業務や勤務時間を縮減する各般の取組を確実に行うことが大切であると考えている。

この質問は、道教委佐藤教育長が、11月の道議会で「休日の増加による教員のゆとりの創造と、年間を通した勤務の総時間の縮減につながる、学校における働き方改革を推進するための方策の一つとして有効と考えている」と答弁したことを受けて、その認識を確かめるために行ったものです。

道教委の回答は、「働き方改革を推進するための一つの選択肢として有効」という認識は、この間、道議会で繰り返し答弁してきた内容と変わりません。その上で、「一方で、日々の教員の業務や勤務時間を縮減する各般の取組を確実に行うことが大切であると考えている」と回答しました。

この道教委の説明は、佐藤教育長が「年間を通した勤務の総時間の縮減につながる」と議会答弁したのは「働き方改革」全体に係っているのもあって、道教委も「制度導入が直接に時間外労働を縮減するものではない」と認識しており、そのために、業務縮減の「各般の取組を確実に行うことが大切」との考え方を示したものです。



苦しい説明にも感じますが、「1年単位の変形労働時間制」についての大事な認識を道教委と確認できました。

●「1年単位の変形労働時間制」についての質問②～今後の協議について

▼道教組・道高教組の質問

我々は、1年単位の変形労働時間制を学校現場に導入することについて、教職員の長時間過密労働を固定化し助長する恐れがあるため、反対である。道教委が「学校における働き方改革を推進するための方策の一つとして有効」として導入を検討するのであれば、今後、我々との協議を十分に行うことを確認するかどうか。

▼回答（教職員職員制度室長）

1年単位の変形労働時間制の導入に当たっては、教職員の勤務条件に関することについて、皆様方と誠意をもって話し合っていきたいと考えている。

「教職員の勤務条件に関することについて」と但し書きがありますが、「皆様方と誠意をもって話し合っていきたい」と回答しました。「1年単位の変形労働時間制」導入は重大な勤務条件の変更ですから、「勤務条件に関すること」として、今後の協議が誠実に進んでいくことが改めて確認されました。

●**具体的な質問に回答できないのであれば、「導入を前提」とも言えないはず**

2つの質問への回答を受けて、道教委に対して、次の指摘を行いました。

制度導入については、専門家や過労死遺族などからも長時間労働の固定化などの懸念が相次いでいる。まだ国からは具体的な制度設計が全く示されていないにもかかわらず、教育長が「導入を前提に、議会などで検討していきたい」と表明したことは、あまりにも拙速であると言わざるを得ない。

1年単位の変形労働時間制導入は、時間外労働を縮減する効果がないばかりか、1日8時間労働という大原則を壊し、むしろ個々の教職員に、意に沿わない長時間労働を押しつけるものであると考えており、制度導入を認めることはできないが、道教委が「働き方改革を推進するための一つの選択肢として有効」と言うのであれば、まずは各学校の教員の意向を丁寧に聞き取るとともに、我々との協議を十分に行うことを、改めて求めておく。

この2つの質問の他にも、1年単位の変形労働時間制に関する質問を続けることを考えていましたが、道教委としては、まだ国が文部科学省令も指針も示していない段階で、具体的な質問に対して答えるものを持ち合わせていないとして、他の質問は見送った経緯があります。

佐藤教育長は、12月20日の記者会見で、1年単位の変形労働時間制導入について「導入を前提とした検討」を表明しています。国が制度の具体を示していないことを理由に道教委として具体的な回答ができないと言うのであれば、同様に、「導入を前提」とも言えないはずです。

今回の交渉では、道教委の、「今後とも、国の基準を基本に」「国の状況からみて困難」といった回答が目立ちます。同様に、1年単位の変形労働時間制も、国が定めた制度だから、内容の詳細がまだ明らかにならなくても「導入を前提に」ということなのでしょう。

何でも国準拠、国に横並びでは、教育委員会の意味がありません。北海道の教育に責任を持ち、教育をよりよくしていくために、そこで働く教職員の労働環境をよりよくしていくために、そこに努力し独自性を発揮してこそ、教育委員会の存在意義があります。北海道の教育のために、変形労働導入ではなく長時間労働解消の抜本的な改善策を求める声を、各地で上げていきましょう。